

国民年金からのお知らせ

付加年金制度

付加保険料を納付して
年金額を増やしませんか

○**老齢基礎年金に上乘せ**
老齢基礎年金の年金額は792、100円（平成18年度満額）40年間保険料納付）ですが、老後に受ける老齢基礎年金をより高いものになりたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

これは、毎月の国民年金保険料（月額13、860円・平成18年度額）に付加保険料を上乗せして納めることで、上乘せの付加年金を受けることができる仕組みです。

厚生年金保険などの被用者年金に加入している方は、報酬によって保険料や給付額が増減しますが、自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方は、保険料と給付額（老齢基礎年金）が定額です。

このため、第1号被保険者で将来の生活設計に合わせて年金額をより高いものにした方のために設けられた制度です。

この付加年金保険料は、国民年金保険料と同じく全額が所得税・市民税等の社会保険料控除の対象となります。

○付加年金の額は？

付加年金に加入することができるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。ただし、保険料納付の免除・猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方は、加入できません。

付加保険料は「1カ月400円」で、付加年金の年金額は「200円×付加保険料納付月数」（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）となります。つまり、保険料400円に対して年金額が200円ですから、受給開始から2年

間で付加保険料納付済相当分の年金を受け取ることができます。

なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を繰上げ受給（60歳）64歳で受給、または繰下げ受給（66歳以降受給）する場合は、付加年金も繰上げ・繰下げ受給となり、老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

《問合せ》

▽兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎22-3196
※社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>

国民年金保険料

免除を希望の方へ

平成18年7月分からの免除申請を受け付けています。年金の納付が困難なときには、申請し、承認されると保険料を納めることが免除されます。

▼免除の区分

①全額免除 保険料が全額免除されます。

②一部免除

- ・4分の3免除：保険料の4分の1の保険料（3、470円）を納めます。
- ・半額免除：保険料の半分（6、930円）を納めます。
- ・4分の1免除：保険料の4分の3の保険料（10、400円）を納めます。

③若年者納付猶予制度

30歳未満の方が利用できます。

④学生納付特例制度

学生を対象としています。

▼申請に必要なもの

○年金手帳・認印

○平成18年度の所得課税証明書（平成18年1月1日に豊岡市に住所がない方のみ）

○平成17年4月1日離職以降の雇用保険受給資格者証

たは、雇用保険被保険者離職票（失業の方のみ）

○学生証（両面コピー）または、在学証明書（学生の方のみ）

※所得制限（5月25日発行の市広報掲載）があります。なお、一部免除については、一部納付保険料を2年以内に納めない、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

兵庫社会保険事務局豊岡事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

なお、お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号のわかるものを持参ください。

●9月9日(土)は

午前9時30分～午後4時

●9月4日(月)・11日(月)・19日(火)・25日(月)は

午前9時～午後7時

《問合せ》

▽兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎22-3196
▽市民課市民係または各総合支所市民生活課

